

第 1 0 9 回

国有財産東海地方審議会

開催日：平成 2 8 年 1 月 1 3 日（水）

場 所：東海財務局 2 階大会議室

第 109 回国有財産東海地方審議会議事録 目 次

1. 開会	・・・・・・・・・・ P 1
2. 委員照会	・・・・・・・・・・ P 1
3. 局長挨拶	・・・・・・・・・・ P 3
4. 会長選任	・・・・・・・・・・ P 4
5. 報告事項	
(1) 国有財産行政の現状について	・・・・・・・・・・ P 6
(2) 中央新幹線にかかる国有地の処理について	・・・・・・・・・・ P 10
(3) 審議会答申事案の処理状況について	・・・・・・・・・・ P 15
(4) 庁舎等の使用調整の実施状況について	・・・・・・・・・・ P 16
6. 局長挨拶	・・・・・・・・・・ P 20
7. 閉会	・・・・・・・・・・ P 20

第109回 国有財産東海地方審議会

1. 開会

黒田管財総括第一課長：

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日の報告事項につきまして、委員改選後初めての審議会でございますので、まず、国有財産行政の現状についてから始めさせていただきます。次に、中央新幹線に係る国有地の処理について、審議会答申事案の処理状況について、庁舎等の使用状況の使用調整の実施状況についての順とさせていただきます。

次に、お手元に配付してございます資料のご確認をお願いしたいと思います。

8種類となっておりますが、上から本日の議事次第と審議会委員名簿、それから審議会関係法令の抜粋、国有財産東海地方審議会付議基準、本日の配席図、報告事項1の説明資料、報告事項2の説明資料及び参考情報、報告事項3の説明資料、報告事項4の説明資料及び参考情報、以上の8種類となっております。不足等がございましたらお申し出いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第109回国有財産東海地方審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、昨年10月の改選に当たりまして今期の委員就任をお願い申し上げたところでございますが、快くお引き受けいただきありがとうございます。

本日は委員改選後初めての審議会でございますので、現時点では会長が選任されておられません。このため、会長選任までの間、私、管財総括第一課長の黒田が議事進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

着席して進めさせていただきます。

それでは、審議会成立のご報告をさせていただきます。本審議会の委員総数は13名ありますが、本日はお忙しい中11名のご出席をいただいております。従いまして、委員総数の過半数を満たしておりますので、国有財産法施行令第6条の8の規定によりまして、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

2. 委員紹介

次に、委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思います。大変恐縮でございますが、五十音順にご紹介申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、大竹哲也様でございます。

大竹委員：

大竹でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

黒田管財総括第一課長：

加藤あつこ様でございます。

加藤委員：

加藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

黒田管財総括第一課長：

金森昭夫様でございます。

金森委員：

金森です。よろしくお願ひします。

黒田管財総括第一課長：

柴田久様でございます。

柴田委員：

柴田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

黒田管財総括第一課長：

滝澤多佳子様でございます。

滝澤委員：

滝澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

黒田管財総括第一課長：

田中淳子様でございます。

田中委員：

田中です。よろしくお願ひいたします。

黒田管財総括第一課長：

種村均様でございます。

種村委員：

種村でございます。よろしくお願ひいたします。

黒田管財総括第一課長：

永富史子様でございます。

永富委員：

永富です。よろしくお願ひいたします。

黒田管財総括第一課長：

長谷川正己様でございます。

長谷川委員：

長谷川です。よろしくお願ひします。

黒田管財総括第一課長：

眞下弘様でございます。

眞下委員：

眞下でございます。よろしくどうぞお願ひします。

黒田管財総括第一課長：

山口みほ様でございます。

山口委員：

山口でございます。よろしくお願ひいたします。

黒田管財総括第一課長：

ありがとうございました。

ただいま11名の委員の皆様をご紹介申し上げましたが、浦山益郎様並びに林正子様におかれましては、本日、所用のため欠席されておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、当局側の出席者を紹介いたします。

東海財務局長の飯塚でございます。

飯塚東海財務局長：

飯塚でございます。どうぞよろしく願いいたします。

黒田管財総括第一課長：

管財部長の山田でございます。

山田管財部長：

山田でございます。どうぞよろしく願います。

黒田管財総括第一課長：

管財部次長の鈴木でございます。

鈴木管財部次長：

鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

黒田管財総括第一課長：

管財部次長の松本でございます。

松本管財部次長：

松本でございます。どうぞよろしく願います。

3. 局長挨拶

黒田管財総括第一課長：

それでは、初めに飯塚東海財務局長からご挨拶をさせていただきます。

飯塚東海財務局長：

飯塚でございます。どうぞよろしく願います。

審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

審議会の委員の皆様方には、平素から財務行政についてご理解、ご協力をいただきありがとうございます。厚く御礼申し上げたいと思います。

また、本日は非常にご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、先ほど司会の方からも話がありましたように、昨年10月の委員改選に当たりましては、委員を快くお引き受けいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも国有財産行政をはじめ、財務行政全般にわたってご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、国有財産東海地方審議会でございますけれども、昭和32年に国有財産法の規定に基づいて設置された審議会でございます。目的といたしましては、国有財産の処分の適正を図ることとともに、国有財産の処理に当たって広く有識者の皆様方からご意見を賜るという目的で設置されている審議会でございます。

私どもの最近の国有財産行政のスタンスでございますけれども、大きく2つあると思っております。

1つは国有財産の処分ということを通じまして、国の財政収入に貢献するという立場でございます。もう一つは、単に処分一辺倒ということではなくて、個々の国有財産の特性に応じまして、地域や社会のニーズに対応し、例えば社会福祉の分野、あるいは防災の分野、まちづくりの分野、そういった様々な分野で国有財産を活用していただく。中には売るということだけではなくて定期借地で借りたいというようなニーズもございます。そういった国有財産を有効活用していただくというスタンスでございます。こういった2つのスタンスのバランスをとりながら、私ども行政を進めているところでございます。

今日はこのような国有財産行政の取り組みの一端をご報告させていただきたいと思っておりますが、それに加えまして、最近の国有財産行政のトピックスが2つございます。

1つは、今年の5月26日、27日に開催されるサミットでございます。サミットの関係で警備が非常に重要になります。国の方で海上保安庁とか消防庁の警備もございまして、また、地元で愛知県警、三重県警の警備もございまして。こういったことで警備部隊が増強されますし、外務省の派遣も含めて、結構土地が足りないという問題がございます。そういった中で、国有財産を警備面等で有効活用していただくという話もございまして、その辺も今日ご紹介したいと思っております。

それから、もう一点は、中央リニア新幹線の開業に向けての準備でございます。今後約10年かけて工事が行われていくわけですが、こういった中央リニア新幹線に関する国有財産の処理ということについても今日はご報告をさせていただきたいと思っております。

それ以外にも、最近では国のみならず地方公共団体の財政状況も厳しくなっておりますので、従来であれば、国は国の財産のことを管理し、地方は地方の財産のことを管理するというので、国と地方の処理方針がバラバラであったという嫌いもございまして。その辺をよく連携をとって、合築ですとか、あるいは集約化といったような、いわば国公有財産全体の最適利用を図るといったこともやっておりますので、この辺の取り組みの一端もまたご紹介させていただければと思います。

諸々申し上げましたけれども、本日は特に諮問事項はございませんので報告事項が中心でございますが、是非とも委員の皆様方からは忌憚のないご意見を賜りまして、国有財産を使いながらどうやって地域貢献できるかといった観点など、様々なご意見を賜って有意義な会にさせていただければと思います。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 会長選任

黒田管財総括第一課長：

それでは、本審議会を代表する会長の選任をお願いしたいと存じます。

会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定に基づきまして、委員の方々の中から互選により選任することとされております。この件につきましてお諮りしたいと思っておりますが、どなたかご意見がございましたら賜りたいと存じます。

眞下委員、お願いいたします。

眞下委員：

委員の眞下です。

中部経済同友会の代表幹事を務められているなど、各界でご活躍されている種村委員にお願いしたいと思っています。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

黒田管財総括第一課長：

ご異議がないようでございますので、委員の皆様の互選によりまして、種村委員に国有財産東海地方審議会会長をお願いしたいと存じます。

それでは、どうぞ会長席の方にお移り願います。

恐れ入りますが、種村会長にご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

種村会長：

ただいま委員の皆様から会長にご推挙賜りました種村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一言ご挨拶を述べさせていただきます。

国有財産は国民共有の財産でございます。その使用に当たっては有効かつ効率的な活用を図り、また、国として保有する必要のない財産については適正かつ公正な処分が求められているところでございます。国有財産東海地方審議会は、財務局長の諮問に応じて、国有財産の管理及び処分について調査、審議いたしまして、財務局長に意見を述べるものであり、国有財産行政における本審議会は大変重要なものであると認識いたしております。

私は審議会会長として、委員の皆様の率直な意見交換、審議を通じ、審議会に与えられた役割を十分に果たせますよう会の運営に努めて参りたいと考えておりますので、どうぞ皆さん、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

黒田管財総括第一課長：

ありがとうございました。

続きまして、会長代理につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定に基づきまして、会長からあらかじめ指名することとされておりますので、種村会長にご指名いただきたいと思っております。

種村会長：

会長代理につきましては、長谷川委員にお願いをいたしたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

黒田管財総括第一課長：

ただいま種村会長から会長代理として長谷川委員が示されましたので、長谷川委員、どうぞよろしくお願いいたします。

この後の議事につきましては、種村会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

5. 報告事項

種村会長：

それでは、議事次第に従いまして、報告事項4点について事務局から説明をお願いいたします。

それでは、1点目の報告をお願いします。

松本管財部次長：

管財部次長、松本でございます。

最初に、私から国有財産行政の現状についてご報告させていただきます。

お手元の資料、1ページをご覧ください。

国有財産は国民共有の貴重な財産ですから、国が使用する庁舎、宿舍といった行政財産はその利用の最適化を図り、国が保有する必要のない財産は普通財産として売却等を通じ国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図ることとしております。

当局における最近の有効活用事例のうち、赤字で記載した3つの事例についてご紹介させていただきます。

4ページをご覧ください。

社会福祉分野への活用事例として、待機児童の解消対策のため、名古屋市内に所在する国家公務員宿舍の一室を保育ママ事業に提供している事例でございます。

5ページをご覧ください。

旧名古屋空港の国際線貨物ターミナルと国家公務員宿舍の跡地を、次世代産業育成支援分野で活用するため愛知県に売却した事例でございます。愛知県は、国際戦略総合特区の指定を受け、次世代産業と位置づけた航空宇宙産業を育成するため、公募により選定した三菱重工業株式会社に購入した国有地と県有地をあわせて売却し、MRJの最終組み立て工場がこの春、竣工予定となっております。

8ページをご覧ください。

静岡市葵区に所在する国有地を、社会福祉法人静和会に対し高齢者介護施設用地として定期借地を行っている事例でございます。平成26年6月に50年間の定期借地契約を締結し、平成27年6月に施設が開所されております。

以上、主な活用事例としてご紹介させていただきました。

14ページをご覧ください。

介護施設整備に係る国有地活用策でございます。

2020年代初頭までの介護離職ゼロの実現に向けて、国有地を積極的に活用することとされ、特に都市部における介護施設整備の加速化に資するよう、政策的に必要な期間、地域、対象施設において、定期借地権による減額貸し付けを行うものでございます。

具体的には、特別養護老人ホームなどの入所施設を設置する場合に、初期投資の負担軽

減に資するよう、貸付契約締結日から10年間、貸付料を最大5割減額する制度でございます。

当局におきましても、施策の実現に向け、地方公共団体に対し制度の説明等優先的な国有地の情報提供を行うなどの取り組みを行っているところでございます。

16ページをご覧ください。

東海財務局では、5月に開催される伊勢志摩サミットへの協力の一環として、昨年7月に東海財務局伊勢志摩サミット協力連携室を設置いたしました。昨年8月には、関係地方公共団体や国の関係機関に対して、サミット関連でご利用いただくため、三重県及び愛知県尾張地域に所在する未利用国有地など、37物件の地図情報及び財産リストを情報提供いたしました。

この結果、既に使用を承認した物件もあるほか、地方公共団体や国の機関から、警備や消防関係等での活用を検討したいなどのお問い合わせもあり、引き続き国有財産の活用などを通じて伊勢志摩サミットの成功に向けて協力していく所存でございます。

18ページをご覧ください。

国有財産の最適利用の取り組みでございます。

政府は、一昨年6月にいわゆる骨太の方針2014を閣議決定し、地域における公的施設については、国と地方公共団体が連携し国有財産の最適利用を図ることとされました。また、昨年6月の骨太の方針2015では、これをさらに加速推進させるとの閣議決定をしております。

19ページをご覧ください。

国も地方も財政事情が厳しい中で、公的施設等の耐震化や老朽化への対応、地域における人口減少に応じた施設の集約再編や活性化といったことが必要な状況でございます。しかしながら、これまで公的施設の集約等は、国と地方公共団体がそれぞれに計画、実施していたのが現状です。これを、国有財産の総括機関である財務局が地方公共団体と相互に連携して、これまでのような余剰地の活用や売却にとどまらず、庁舎等の合築や空きスペースの融通などを推進することによって、お互いの施設の建設や管理に要する費用の縮減、公的サービスのワンストップ化につなげようという取り組みでございます。

この取り組みは、それぞれの庁舎等施設の建て替え等のタイミングの一致や予算の制約などもあり、一朝一夕に成果があらわれるものではないかもしれませんが、国の庁舎等のある地方公共団体へ出向いてこの取り組みをご説明し、情報交換等を行うことで事案の掘り起こしに努めているところでございます。

21ページをご覧ください。

最後に、国家公務員宿舎の削減計画の実施状況をご報告させていただきます。

国は、平成23年12月に、宿舎は真に公務のために必要なものに限定し、今後5年を目途に、約21万8,000戸ある宿舎を約16万3,000戸まで、5万6,000戸程度の削減を行うことを決定いたしました。このうち、東海財務局管内では約1万5,000戸ある宿舎を約1万2,000戸まで、3,000戸程度削減することとなっております。

なお、真に公務のために必要な戸数につきましては、下の表のとおり、宿舎に入居が認

められる職員の類型を定めて算出されております。

22ページをご覧ください。

削減計画の実施状況でございます。

右下の赤枠のとおり、東海財務局管内の宿舎廃止の状況につきましては、平成27年9月時点で廃止戸数が約2,700戸、計画に対して95%と順調に進捗しております。また、東海財務局管内における宿舎跡地の売却状況につきましては、平成27年9月末で46住宅、約92億円の売却額となっております。

なお、全国ベースでの宿舎跡地の売却総額につきましては、平成26年9月時点で約1,139億円となっておりますが、このうち宿舎建物の解体や存置する宿舎の耐震改修等の費用を控除した約580億円が東日本大震災の復興財源に充てられております。

以上で国有財産行政の現状についての説明を終わらせていただきます。

種村会長：

ただいまの報告につきましてご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。どうぞ。

金森委員：

国有地の処分については、売却のケースと、それから定期借地のケースがあるようですが、これはどういう基準でどちらにしようかと決めているのでしょうか。何か方針がありましたら教えてください。

松本管財部次長：

方針というのはございませんが、売却になりますとやはり初期投資の金額が大きくなるものですから、例えば介護施設などは規模が大きいこともございまして、社会福祉法人の方から定期借地で貸してほしいというご要望がありましたら、そのご要望を優先させていただくというやり方をとっております。

金森委員：

原則的にはやはり売却が原則といいますか、優先すると考えてよろしいでしょうか。

松本管財部次長：

原則は売却でございましてけれども、やはり資金的な面で、そういった介護施設等に使用したいということでありましたら定期借地も活用することとしております。

金森委員：

今回の事例を見ると規模が小さいところだったようですけれども、仮に大きなもので定期借地ということで処分しようとする場合、それも審議会の対象にはなるのでしょうか。

松本管財部次長：

なります。政令市につきましては2,000㎡以上、それ以外の市は5,000㎡以上の土地でしたら、この審議会の付議対象となります。

金森委員：

わかりました。

飯塚東海財務局長：

補足でございますけれども、土地を処分するときには、さっき申し上げたように売却が

原則なんですけれども、定期借地のメニューもありますよということで両方を示して、相手の資金ニーズに応じてということをやっております。その中で、ざくつとした傾向でございますけれども、やはり東京は特に地価が高くて、買おうと思うとイニシャルコストがかかって大変だということで、比較的東京中心に定期借地が選ばれやすい傾向にあります。逆にそんなに地価が高くないところでは、買ってもそれだけの経費の負担ができるので、売却というか、購入を選ぶというところが多いということでございます。どちらかというところの東海地域も、事例の数としては購入を選ばれるケースが圧倒的に多くて、定期借地は稀であるということだと思います。

種村会長：

ほかにどなたかございませんか。

どうぞ、お願いします。

眞下委員：

眞下でございます。

説明を受けた中の19ページの話で、地域における国公有財産の最適利用という中で、現状ばらばらになっているものを国と地方公共団体が事案を共通してマッチングさせていくということは、大変いいことだと思っております。ただ、教えてほしいのは、国の方から地方公共団体に話を持っていくというような話は、何度かここで説明を受けておりますので理解しているつもりなのですが、逆に地方公共団体から国のほうに入ってくる、取りまとめる情報みたいなもの、そういう事案とか、あるいはそういう組織的なものがあつたらちょっとご説明をお願いしたいと思います。

松本管財部次長：

実際には、こちらから地方公共団体にこの制度の取り組みなどをご説明する中で、地方公共団体からこういうのはできませんかというようなお話をいただくケースもございます。あと、そういう組織がないかといいますと、去年の6月に当局と愛知県、それから中部地方整備局の3者において、情報交換を目的とした愛知県エリアマネジメント検討委員会を設けておりますし、27年9月には、同様に当局と静岡県及び中部地方整備局との間で静岡県エリアマネジメント検討会というのを発足して情報交換を行っているところでございます。

飯塚東海財務局長：

補足ですけれども、そういった協議会みたいなものが設けていただけるケースだと、そういう場を使っているようなニーズをくみ上げさせていただいております。

仮にそういう協議会みたいな場がなくても、個別に財務局ないしは財務事務所の幹部が手分けをして自治体を訪問し、我々として、今具体的にこういうことをやろうとしていますけれども、それに対して何かご要望はありませんかとニーズをくみ上げております。仮に我々がやろうとしているもののタイミングと、地方公共団体の方が別途やろうとしていることがおありになって、例えば市庁舎の改修でございますが、市庁舎としてはこうしたいので、このタイミングに合わせてくれというようなことがあれば、我々のやろうとしていることに合わせてやっていただくのではなくて、地方公共団体側がやろうとしているこ

とに我々のタイミングを合わせて一緒にやるとか、そういったように、我々からお声がけをして、実際のニーズをくみ上げさせていただくこともやっているところでございます。

種村会長：

ほかにご発言、ございませんか。

どうぞ。お願いします。

滝澤委員：

先ほどの定期借地権のことでよろしいでしょうか。

50年間の長期貸し付けになるわけですが、例えば社会福祉法人なり定期借地の借地人が何か不測の事態が起こって事業を継続できなくなったような場合、上に建物が建っておりますので、相当堅固な建物ですと、取り壊し料その他が発生するんですけども、借地人がそれを支払えないような不測の事態になったときのために、保全措置というか、担保措置というのはどういうふうなことを講じていらっしゃるのでしょうか。

松本管財部次長：

実際には契約の中で何か縛っているかということ、例えば用途指定ということしかやっていないのですが、今おっしゃられた保全措置といいますのは、私どもが定期借地する場合は、今、社会福祉法人、もしくは地方公共団体しかできないことになっておまして、社会福祉法人の方は、もし経営が成り立たなくなったような事態がございましたら、例えば法律の中で資産は国庫帰属されとか、そういった規定がございますし、社会福祉法人、例えば介護でも保育でもそうですけれども、そこを所管する市町村なりが次の事業者を探してきて、その者に建物なりを引き継ぐというような形になろうかと思えます。

滝澤委員：

民間ではそのために保証金を取ったりしているわけですが、そういうことはされていないのでしょうか。

松本管財部次長：

実際には保育の場合は、たしか1年分の賃料を保証金としていただいているのですが、今回の介護の関係は、やはり介護施設の整備の加速化に資するためということで、保証金も初期投資の負担を少しでも軽減するために徴さないというふうになっております。

種村会長：

よろしいですか。

滝澤委員：

はい。

種村会長：

ほかにご発言はございますか。

ないようでしたら、ただいまの報告はこれで終了にして、引き続き2点目の報告に移りたいと思います。

2点目の報告、事務局からご説明願います。

山田管財部長：

管財部長の山田でございます。よろしくお願いたします。

中央新幹線に係る国有地の処理についてご報告させていただきます。

1 ページをご覧ください。

中央新幹線事業に係る経緯でございます。

中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法第8条の規定に基づき、平成23年5月に国土交通大臣が整備計画を決定し、J R東海に建設を指示したもので、東京都と大阪市の区間を超電導磁気浮上方式により時速505 k mで結ぶ計画となっております。

J R東海ではその後、環境影響評価等を実施し、平成26年8月にルートや駅の位置、工事区間等を記載した工事实施計画を国土交通大臣に申請し、同年10月に事業認可を受けております。この計画において、中央新幹線の非常口の予定地とされた国有地について、平成27年2月にJ R東海から取得等の要望があり、同年5月にJ R東海を処分相手方とする処理方針を決定したものでございます。平成27年6月に区分地上権設定及び貸付申請書の提出を受け、平成28年2月にはJ R東海と区分地上権設定及び時価貸付契約を締結する予定となっております。

本財産の処分については、先ほど申し上げましたとおり、非常口の設置場所も含めて国土交通大臣が事業認可を行ったものであり、諮問を要する事項ではございませんが、社会や地域の皆様のご関心も高い事業であることから、処理前にご報告させていただくものでございます。

2 ページをご覧ください。

対象財産の概要でございます。

愛知県名古屋市中区三の丸2丁目に所在する土地6,321.08㎡で、昭和20年12月に陸軍省から引き受け、昭和38年4月から名古屋市に対し名城公園として無償貸し付けを行っている財産でございます。

3 ページをご覧ください。

対象財産は、J R名古屋駅の北東約2.1 k m、名古屋城の南側に位置しております。

4 ページをご覧ください。

周囲は国や地方公共団体の庁舎が建ち並ぶ官庁街となっており、中央新幹線のルートは赤の破線を表示しております。都市計画上の用途地域は第2種住居地域に指定されており、建ぺい率35%、容積率400%となっております。また、周辺一体は、後ほどご説明いたしますが、一団地の官公庁施設にも指定されております。

5 ページをご覧ください。

現況は、周囲を樹木に囲まれた広場となっております。

6 ページをご覧ください。

処理方針でございます。

J R東海に対し、非常口部分について区分地上権を設定、工事用の資材置き場等について時価貸し付けを行う予定でございます。時価貸し付けについては、お手元の参考条文をご覧くださいますと、財政法第9条第1項の規定により、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくして貸し付けてはならないと規定されており、この規定に基づいたものでございます。

契約方式については、会計法第29条の3第1項で、一般競争入札を原則としていますが、第5項の政令により、政令で定める場合には随意契約によることもできると規定されており、政令である予算決算及び会計令第99条第21号の規定に基づき、随意契約としております。

7ページをご覧ください。

利用計画でございます。本地の北側部分に中央新幹線の非常口を設置する計画となっております。中央新幹線はそのルートのひとつがトンネル内を走ることとなっていることから、トンネル内の換気や避難用として、約5kmごとに非常口を設けることとしており、この非常口は愛知県内5カ所に設けるもののうちの1カ所でございます。

この非常口部分については、まず立て坑を掘り、そこからシールドマシンと呼ばれる掘削機械を搬入し、地下トンネルを掘り進めていく起点ともなります。地下トンネルの完成後、この立て坑のところにトンネル内の換気を行う設備や避難用のエレベーター、階段等の構造物が設置されることになり、この非常口がある黄色で表示した地上及び地下の範囲について、面積約2,300㎡の区分地上権を設定することになります。

また、北側部分の黄色と重複した部分を含めて、南側部分の青色の格子で表示した部分の全体面積約4,900㎡について、工事中の搬出土砂や資材置き場、あるいは作業スペースとして利用し、工事期間中は時価貸付をする予定としております。工事完了後は、JR東海との時価貸付契約を終了して国に返還されることになっております。

8ページをご覧ください。

区分地上権を設定する理由でございます。区分地上権とは、民法第269条の2の規定に基づき、工作物を所有するため、地下または空間についてその上下の範囲を定めて設定される地上権でございます。

また、先ほども触れましたが、本財産は、都市計画法上、一団地の官公庁施設の地区に指定されております。一団地の官公庁施設とは、都市施設の1つで、利用者の利便性や公務能率の増進等を目的として、国及び地方公共団体の施設を機能に応じ都市の一定地区に集中配置するものでございます。当該地区は名城郭内団地として昭和34年に指定されております。

今回の処理に当たりまして、都市計画を所管している名古屋市と協議したところ、名古屋市からは、国や地方公共団体以外の建物等の設置は必要最小限とすべきであり、所有権についても民間企業に移転しない方法で活用することが望ましいとの意見をいただいたことも踏まえ、所有権を留保して区分地上権を設定することとしたところでございます。

9ページをご覧ください。

審査内容でございます。当該事業は、国土交通大臣の交通政策審議会の答申を受け、JR東海に建設を指示し、工事実施計画を認可した事業であり、平成39年の開業に向けて早急に工事を開始することが求められております。このため、当局においても、事業の必要性、緊急性、実現性及び利用計画の妥当性があると判断したものでございます。

10ページをご覧ください。

今後は、貸付部分について、公園の廃止、無償貸付契約の解除等の手続を行った後、本

年2月に区分地上権設定及び時価貸付契約の締結を行い、非常口の設置工事着手は平成28年3月以降を予定しております。

なお、区分地上権設定の対価については、民間精通者からの不動産鑑定評価を参考に、今後、JR東海と見積もり合わせを行った上で正式に契約価額を決定することとしております。

以上で中央新幹線に係る国有地の処理についての説明を終わらせていただきます。

種村会長：

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

極めて基礎的な質問ですが、一般に土地の所有をしていますと、土地の所有権というものは地上権と、それから地下にもある程度及ぶと思うのですが、一定の深度になると所有者の所有権の及ばないというところがあると何か聞いたことがあるのですが、その辺は何か教えていただけますでしょうか。例えば今回の場合、立て坑といいますか、深度が100メートルまで行くようですけれども、例えば国が土地の所有権を持っているとして、深さのどこまでは国の所有権が及ぶとか、何かそういうことはあるのですか。

山田管財部長：

所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶということでございますので、本財産は100mの地下の範囲まで全部区分地上権を設定するため、この範囲は国の所有権行使において制限を受けるというところでございます。

飯塚東海財務局長：

1点補足ですけれども、ここは地上から地下の深いところまでありますので、当然全部使っていますので地上権を設定してもらう必要があるということですが、トンネルは非常に深いところに穴だけずっと掘るわけで、正確に何mかという覚えていなくて恐縮ですけれども、大深度ということで、そういった物権の効力が及ばないという整理だったかと思えます。

田中委員：

全国どこでもではなくて、一定の大都市だけ。東京とか神奈川とか横浜とか大阪とか、名古屋も入っているのですが、原則で40mまでは効力が及び、それ以下は公共財に使うということで認可を得れば使用権を設定できることになっていると思えます。

山田管財部長：

大深度地下の場合は地下40m以下、または基礎ぐいの支持基盤面から10m以下のいずれかの深さということでございます。

種村会長：

ほかに何か。

どうぞ、金森委員。

金森委員：

名古屋市意見で、民間に所有権を移すべきではないという意見が出ているので今回一応

区分地上権という設定ということにされたのか、もともとJR東海はこの土地を買いたいという意向があったけれども、名古屋市意見によってそうなったのか。最初から地上権ということだったのか、どういう経緯だったのでしょうか。

山田管財部長：

当初は、JR東海から購入したいとの意向がありましたが、一団地の官公庁施設に指定されていますので、周辺の官公庁や関係の機関の意見を聞きながら名古屋市の意見も踏まえたところで、売却するよりも所有権を留保して区分地上権を設定することが適当だということで、最終的に判断したところでございます。

金森委員：

もともとは売却してほしいという意向だったけれども、地上権ということでおさまるようですが、ただ、事実上は工作物がそのままできてしまうわけですから、半ば永久的にあそこはJRが所有権を持つような形になってしまうと理解してよろしいでしょうか。

山田管財部長：

所有権が移転するものではありませんが、実質的には半永久的な形になるかと思えます。

種村会長：

ほかによろしいですか。

どうぞ。

大竹委員：

本来は審議事項ではないということですが、このプロジェクトはこの地域の発展にとって非常に重要な案件ですので、今回こういった形でご報告いただけて大変ありがたかったなというふうに思います。

一方で、どういう案件はご報告をいただけるのか、もしあればお教えいただければと思います。

山田管財部長：

まさに今回の場合は、国有地を非常口等にするということについて工事实施計画の中に含まれていて、それが国土交通大臣から事業認可されているという国策的事業なので、ご報告という形にさせていただいたものでございます。国策的に計画された事業でないような事業であれば一定の面積基準に基づいて国有地の処分について審議会の審議を経てから最終決定するという形になります。

大竹委員：

そういう意味では、今後もそういった事案があればこういった場でご報告を賜れるようなことになるのでしょうか。

山田管財部長：

はい。今後とも諮問事項ではないものも、事案の内容に応じてその都度報告はさせていただきますこととしたいと思っております。

飯塚東海財務局長：

この説明責任の時代ですので、付議事項は客観的に基準が決まっております、面積一定以上ということでやらせていただいておりますけれども、その面積を満たさなくても、

社会的関心の高い事案等大きな話は、客観的基準に当たっていなくても極力オープンにしていきたいと考えておりますので、積極的にご説明するという方向でやっていきたいと思っています。

種村会長：

ほかによろしゅうございますか。

ご発言ないようですので、次に、第3項目の報告事項に移らせていただきたいと思います。

それでは、報告事項3の説明をお願いします。

山田管財部長：

引き続き審議会答申事案の処理状況についてご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。

2件ございます。

1件目は、平成26年11月の第107回審議会でご答申をいただいた事案でございます。

岐阜市に所在する国立療養所岐阜病院跡地を、社会福祉法人岐阜老人ホームに対し特別養護老人ホーム等敷地として時価売り払いにすることにつきご答申をいただきました。

本事案については、平成27年6月4日に2億7,000万円で売買契約を締結し、所有権を移転しております。

2ページ、利用計画でございます。

社会福祉法人岐阜老人ホームは、現在の施設が老朽、狭隘が著しいことから、本地を取得して移転するものでございます。約2万7,000㎡の土地に特別養護老人ホーム、短期入所施設及びデイサービスセンターを移転整備する計画としており、移転にあわせ相部屋だった居室の個室化を行うとともに、グラウンドゴルフ場や農場なども整備する計画としております。今後のスケジュールは、現在建設工事に係る発注準備を進めており、今年度中に入札を実施の上、平成29年4月の開所を予定しております。

3ページをご覧ください。

2件目は、昨年5月の第108回審議会でご答申をいただいた事案でございます。

名古屋市熱田区に所在する合同宿舎白鳥住宅跡地を、学校法人名古屋学院大学に対し大学校舎等敷地として時価売り払いすることにつきご答申をいただきました。

本事案については、本年1月8日に15億円で売買契約を締結し、所有権を移転しております。

4ページ、利用計画でございます。

当該地に校舎及び屋外運動場を整備し、外国語学部及び国際文化学部の教室や研究室、留学生用の寄宿舎を整備する計画としております。今後のスケジュールは、複数の者から設計を募集、決定し、平成29年10月から建物等の整備を行い、平成31年1月から供用開始する予定としております。

以上で審議会答申事案の処理状況についての説明を終わらせていただきます。

種村会長：

それでは、ただいまの報告についてご意見、ご質問、お願いいたします。

どなたもご発言はございませんか。

では、眞下委員、お願いします。

眞下委員：

お願いですけれども、2番目の事案で、学校法人に売られたものが、計画によりますと1つの方が運動場になっております。利用目的としては全然問題がございませんが、今後利用する期間の縛りが、たしか10年というふうに聞いております。堅固な建物が建てしまえば、当然ながら10年以上使うのですが、運動場ということで、極端に言えば、10年間きちっと運動場で使っていただければそれはルールどおりでございますが、継続的に年に1回かわかりませんが、確認の方をお願いしたいと思います。

なぜかといいますと、もともとは国の財産でございますので、運動場は何もできていないわけですから、そのままマンション業者に売却でもされたら何のための国有財産かわかなくなってしまいますので、ぜひその辺の継続的な利用だけは確認をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

山田管財部長：

私ども、年間、用途指定監査というのを実施しておりますので、そういった中でフォローして参りたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

種村会長：

ほかにご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

ないようですので、報告事項4に移らせていただきたいと思います。

それでは、報告事項4について説明をお願いします。

鈴木管財部次長：

管財部次長の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

私の方から、庁舎等の使用調整の実施状況についてご報告させていただきます。

1ページの左側をご覧ください。

使用調整のイメージでございます。国の庁舎において、官署の統廃合による退去や当局が実施する国有財産の实地監査により生じた空きスペースについて、庁舎の集約化による売却可能財産の創出や、借り受け庁舎の解消による費用の削減など、既存庁舎等の効率的な使用を推進することを目的として行うものでございます。

右側をご覧ください。

庁舎等の空きスペースが600㎡以上の場合、財務局長は、地方有識者会議での意見を聴取した上で、使用調整計画案を作成し、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第4条の規定に基づいて、財務省の財政制度等審議会に諮り、財務大臣が使用調整計画を策定することとなっております。

また、庁舎等の空きスペースが600㎡未満の場合は、国有財産法第10条の規定に基づいて、財務局長が使用調整計画を策定することとなっております。

今回のご報告は、前回第108回審議会以降に策定した庁舎法第4条の調整事案が2件、国有財産法第10条の調整事案が1件の計3件でございます。

次の2ページをご覧ください。

名古屋合同庁舎第1号館の庁舎法4条調整事案でございます。

名古屋市中区三の丸にございます名古屋合同庁舎第1号館は、名古屋法務局、中部運輸局、東海防衛支局が入居しておりますが、名古屋法務局の登記関係データのバックアップセンターが退去したことに伴いまして、約460㎡の未利用スペースが発生しました。これに加えて、平成26年度上期に実施しました当局の国有財産監査において、約840㎡の余剰が認められたことから、合計で約1,300㎡の空きスペースが発生したものでございます。

この使用調整計画については、名古屋市内で庁舎を民間から借り受けている東海北陸厚生局の約900㎡を当該庁舎へ移転させることとしました。残る約400㎡については、名古屋合同庁舎第2号館に入居しております総務省行政評価局の年金第三者委員会が、平成27年4月から厚生労働省東海北陸厚生局へ組織移管されることが予定されていたことから、当該庁舎へ移転させ、東海北陸厚生局の集約一体化を図ることとしたものでございます。この使用調整計画により、新たな行政需要への対応と民間借り受けの解消が図られ、年間約6,000万円の経費が節約されることとなります。

次に、3ページをご覧ください。

2件目は、瀬戸法務総合庁舎の庁舎法4条調整事案でございます。

瀬戸市にございます瀬戸法務総合庁舎は、もともとは名古屋法務局瀬戸出張所と瀬戸区検察庁が使用していたもので、平成21年に法務局瀬戸出張所が春日井支局に統合・移転しました。移転後、空きスペースについては、名古屋法務局の一宮支局及び春日井支局の書類保管場所として使用されておりました。その後、平成26年度上期に実施した当局の国有財産監査において、これらの書類は他の庁舎で保管することが可能と認められたことから、1,090㎡の空きスペースが発生したものでございます。

この使用調整計画については、名古屋国税局管内の申告書等を集中して管理、保管するため、名古屋市内の民間倉庫会社に年間約7,600万円で業務委託を行っているものの一部について、瀬戸法務総合庁舎に移管し、委託経費を年間720万円節約することとしたものでございます。

なお、現在入居中の瀬戸区検察庁については、引き続き当該庁舎を使用することとしております。

ただいまご説明しました2件につきましては、平成26年12月8日に地方有識者会議においてご意見をいただき、平成27年6月15日に開催された財政制度等審議会に諮り、6月18日に使用調整計画を策定したものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

3件目は、上野法務合同庁舎の国有財産法第10条調整事案でございます。

本件は、空きスペースが600㎡未満であったことから、財務局長が平成27年6月に使用調整を行ったものでございます。三重県伊賀市にございます上野法務合同庁舎は、津地方法務局上野支局が平成20年1月に退去したことから、438㎡の空きスペースが発生したものでございます。

この使用調整計画については、津地方法務局から、不動産登記申請などの保管期間延長

により書庫が不足するため、管内集中書庫として利用したいとの要望を受けて、登記申請書保管用書庫として144㎡を充てることとしたものでございます。なお、調整未了として294㎡が残っていますので、引き続き効率的な使用となるよう調整を行っていくこととしております。

以上で庁舎等の使用調整の実施状況についての説明を終わらせていただきます。

種村会長：

それでは、報告事項4につきましてご意見、ご質問、お願いいたします。

どうぞ、金森委員、お願いします。

金森委員：

1番で、国有財産監査による余剰床の創出というふうな表現があるのですがけれども、端的に言うと、無駄に使っていた床がこれだけあるよということを指摘されたと、そういうことなのでしょうか。

鈴木管財部次長：

国の庁舎の新営基準というのがございまして、従来、設置当初は、職員数が例えば100人といったところの基準は何㎡だというのが決まるのですが、国の組織も年々組織変更がございまして、人員が多くなったり、あるいは需要が出たりということで変化しておりますので、その都度私ども監査で余剰があるのかどうかというのを監査させていただいているということでございます。

金森委員：

何か無駄遣いしていたところが見つかったという、そういうふうに取り出れるのですがけれども。

飯塚東海財務局長：

おっしゃるように、無駄遣いしていたという部分もあるかもしれませんが、行政の仕方が変わることもあります。例えば法務局が典型例でございますけれども、ある時期、紙媒体がものすごく多くて、紙を置く場所も必要ですから、その時点においてはどこにも無駄遣いはなく使用していたのですが、ある部分のシステム化をすることによって相当量の紙が不要になるわけです。こういった行政の仕方が変わることによって、また見に行ってみると実はもうこんなにスペースが要らないという状況が出てまいります。時代時代に応じてその必要なスペースも変わってきますので、その状況に応じて余っているのなら返していただいて、別のところに使うということでやっています。したがって、何か常時無駄があつて、それをたまたま見つけているということでもないということをご理解いただければと思います。

金森委員：

わかりました。

種村会長：

ほかに何かご発言はございませんか。

田中委員：

今のご質問に関係するかもしれませんが、そういった制度の変更によって設置時と組織

の規模が変わってしまったというのは、やっぱり現場に行ってみないとその違いというのはわからないのですが、いただいた参考資料の条文で、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法がありまして、この4条に財政制度等審議会に諮り意見を聞いて計画したものがいいかどうかということをちゃんと検討されると思うのですが、どれぐらいの頻度で開かれてその作業を手続として進めるのか教えていただければと思います。

鈴木管財部次長：

これは各財務局単位で調整事案が発生しておりますので、使用調整については、財務本省の方で基本年に1回こういった審議をしております。

田中委員：

年1回で全ての案件を審議されているということですね。

鈴木次長：

はい。

種村会長：

ほかにいかがですか。

今回の報告事項4の3件は、いずれも国の機関同士の使用調整ですが、地方自治体との連携というのはまだないわけですね。

鈴木管財部次長：

最後のところで、余剰床がまだありますというご報告をさせていただいたのですが、こうした部分については、今後、エリアマネジメント、国公有財産の最適利用を進めるなかで、連携を図っていくこととなります。

飯塚東海財務局長：

東京では、例えば国の税務署を建て替えるのに、別の場所に地方税の事務所があって、そこも老朽化しているので、納税者の利便のために一緒に合築で建てようという動きが世田谷で始まっております。東海地区での事例はありませんが、今後そういったことはあり得るので、先ほど申し上げたように、ご用聞きではないですけども、各自自治体単位でいろんなお声がけをさせていただいて、極力タイミングを合わせて一緒にやるとか、そういったことで今事案を発掘している状況でございます。

種村会長：

我々民間としても、例えば税務署でも国税と県税、市税、みんな違いますと、それぞれ3カ所行かないといけないんですけど、そういうのが1カ所になるとほんとうに便利という、市民や民間側の声がありますので、そういう点もぜひ行政において考慮しながら建物をつくっていただけるとありがたいと思います。

ほかに何かございませんか。報告事項以外のことでも結構でございますので、何か国公有財産、あるいは財務局に対して何かご要望等、何でも結構でございますので、もしあれば発言いただきたいと思います。

特にございませんでしょうか。

それでは、これで本日の予定した報告事項については審議を終了しましたので、一旦ここで審議会を終了とし、あとは事務局の方をお願いいたします。よろしくどうぞ。

6. 局長挨拶

黒田管財総括第一課長：

種村会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様からは、それぞれ専門の立場から貴重なご発言を賜りありがとうございました。

閉会に当たりまして、東海財務局長からお礼のご挨拶をさせていただきます。

局長、よろしくお願いたします。

飯塚東海財務局長：

本日はご報告事項ばかりではございましたけれども、各報告事項について様々なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。いただいたご意見を参考に、今後国有財産行政を進めてまいりたいと考えております。

また、今日様々なご意見をいただきましたけれども、個別に今後何かありましたら、ご遠慮なくご連絡いただければお答えしたいと思いますし、また、国有財産行政に限らず、私ども金融行政でありますとか、あるいはいろんな財務省がやっております財政とか税制に関する広報でございますとか、あるいは地方公共団体に対する公共事業に対する長期固定の融資でございますとか、様々な業務をやっております。そういった財務行政全般について、ここはこうした方がいいのではないかとか、あるいはここがわからないということがあれば、ぜひ個別にでも結構ですので、ご遠慮なくいろんなことをお聞かせいただければありがたいと思っております。是非よろしくお願いたします。

今後とも国有財産行政はもとより財務行政全般にかかわりまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

7. 閉会

黒田管財総括第一課長：

最後に、事務局からのお知らせでございます。

本日の審議会の概要につきましては、会議終了後、記者発表するとともに、議事録につきましては、事前に委員の皆様方にご確認をいただきましてから当局のホームページで公表することとしておりますので、あらかじめご了解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第109回国有財産東海地方審議会を閉会といたします。長時間にわたりありがとうございました。

(了)